

豊明市水防計画

平成21年3月作成

令和8年3月変更

豊 明 市

目次

第1章	総則	
第1節	目的	1
第2節	用語の定義	1
第3節	水防の責任と義務	2
第4節	水防計画の変更	5
第5節	安全配慮	6
第2章	水防組織	
第1節	水防組織	7
第3章	水防施設及び輸送	
第1節	水防施設	8
第2節	輸送の確保	8
第4章	通信連絡	
第1節	通信連絡系統	9
第2節	災害時優先通信の取扱い	9
第5章	非常配備	
第1節	市の非常配備	10
第2節	消防団の非常配備	10
第6章	重要水防箇所	
第1節	重要水防箇所	11
第2節	重要工作物	11
第7章	予報及び警報	
第1節	気象、高潮及び洪水についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表）	12
第2節	水防に関連する予報・警報等の伝達	17
第3節	洪水予報河川における洪水予報	18
第4節	水防警報	20
第8章	水位等の観測、通報及び公表	
第1節	河川に係る水位の観測、通報及び公表	21
第2節	雨量の観測及び通報等	22
第3節	高潮の水位情報の観測及び周知	22
第9章	気象予報等の情報収集	25

第10章	水防活動	
第1節	巡視及び警戒	26
第2節	水防作業	26
第3節	緊急通行	29
第4節	警戒区域の設定	29
第5節	避難	29
第6節	水防配備の解除	29
第11章	水防信号及び水防標識	
第1節	水防信号	31
第2節	水防標識	31
第12章	決壊等の通報及び決壊後の処置	
第1節	決壊等の通報	32
第2節	決壊後の処置	32
第3節	決壊等による被害状況の報告	33
第13章	協力及び応援	
第1節	居住者の義務等	34
第2節	関係機関との相互協力	34
第3節	水防管理団体の相互応援	34
第4節	警察官の出動要請	34
第5節	自衛隊の派遣要請	34
第14章	費用負担と公用負担	
第1節	費用負担	36
第2節	公用負担	36
第15章	水防記録と水防報告	
第1節	水防記録	38
第2節	水防報告	38
第16章	排水機の運転調整	
第1節	排水機の運転調整の意義	39
第2節	境川流域排水調整要綱	39
第17章	水防訓練	
第1節	水防訓練実施要領	46
第2節	水防訓練実施時期	46

資料編

資料 1	消防団の構成及び管轄区域	47
資料 2	市災害対策本部組織表	48
資料 3	市災害対策本部業務分担表	49
資料 4	市域における緊急輸送道路	52
資料 5	重要水防箇所	53
資料 6	重要工作物	54
資料 7	洪水予報発表文例（境川）	55
資料 8	河川水防警報知事発表様式（境川）	56
資料 9	水防報告書（様式 1）	57
資料 10	水防報告書（様式 2）	58

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、愛知県（以下「県」という。）知事から指定された指定水防管理団体たる豊明市（以下「市」という。）が同法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及び円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域にかかる河川等の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

(1) 豊明市防災会議（以下「市防災会議」という。）

災害に対する防災体制を確立するとともに、災害対策の迅速かつ円滑なる実施及び関係方面の緊密なる相互協力を図るため災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第1項の規定に基づき設置されるものをいう。

(2) 豊明市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）

災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため災害対策基本法第23条の2に基づき設置されるものをいう。

(3) 豊明市水防本部（以下「市水防本部」という。）

市の地域に係る水防を統括するため設置するものをいう。

(4) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合をいう（法第2条第3項）。本市においては豊明市長を指し、同時に市水防本部長を兼ねる。

(5) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

本計画における消防機関は、尾三消防組合が設置する尾三消防本部と、豊明市消防団（以下「消防団」という。）を指す。

(6) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。本市においては、豊明市消防団長を指す。

(7) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。昭和24年5月27日河第13号建設次官通知によれば、消防機関が水防を行い得るにもかかわらず、水防団を設置することは、指揮上の混乱をきたし財政上過重なる負担を招き、市町村行政の円滑なる運営上かえって障害をきたすおそれがあるため、真にやむを得ないときに限り水防団を設置すべきとされていることから、本市においては水防団を設置していない。このため、本計画において水防団待機水位及び出動水位到達時に待機等の対応を行うのは消防団とし、以下水防団及び水防団等については、「消防団」と記載する。

(8) 水防管理団体（法第2条第2項）

水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水防予防組合をいう。

(9) 指定水防管理団体（法第4条）

水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、都道府県知事が指定した水防管理団体をいい、本市はこれに指定されている。

(10) 水防協力団体（法第36条）

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令（水防法施行規則第21条）で定める団体であって、水防管理者が指定したもの。

(11) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積の大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(12) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(13) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(14) 浸水想定区域（法第15条第1項）

洪水浸水想定区域（法第14条第1項・第2項）、雨水出水浸水想定区域（法第14条の2第1項・第2項）又は高潮浸水想定区域（法第14条の3第1項）をいう。

(15) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

第3節 水防の責任と義務

1 県（知事）の水防上二次的責任又は権限

県は水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう次の事項により水防能力の確保とその指導する責任を有し、水防のための権限を行使する（法第3条の6）。

(1) 水防計画の策定、要旨を公表すること。（法第7条第1項・第5項・第7項）

(2) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定すること。（法第4条）

(3) 水防管理団体に援助するための水防倉庫の設置及び資器材を備蓄すること。（法第3条

の6)

- (4) 水防活動従事者の安全へ配慮すること。(法第7条第2項)
- (5) 水防管理団体へ助言、勧告すること。(法第48条)
- (6) 通信連絡系統を確率すること。(法第27条)
- (7) 優先通行の標識及び水防信号を制定すること。(法第18条、法第20条)
- (8) 洪水予報対象河川を指定すること。(法第11条第1項)
- (9) 洪水予報を発表、通知すること。(法第10条第3項、法第11条第1項)
- (10) 水位情報を通知し、一般へ周知すること。(法第13条)
- (11) 洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域を指定すること。(法第14条第2項、法第14条の3第1項)
- (12) 水防警報発表河川等を指定すること。(法第16条第1項)
- (13) 水防警報を発表し、又は通知すること。(法第16条第1項・第3項)
- (14) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること。(法第27条)
- (15) 危険が切迫しているときに必要な区域の居住者等に対して立退きを指示すること。(法第29条)
- (16) 水防上緊急を要するときに水防管理者等に対して指示すること。(法第30条)
- (17) 水防協力団体に対して必要な情報の提供又は指導若しくは助言をすること。(法第40条)
- (18) 水防に要する費用負担の協議が成立しない場合のあつせん及び他県知事との協議をすること。(法第42条第3項、法第42条第4項)
- (19) 費用の負担(法第43条、法第43条の2)
- (20) 水防費用の補助(法第44条)
- (21) 水防管理団体に水防に関する報告をさせること。(法第47条)

2 指定水防管理団体等の水防法上の一次的責任又は権限

指定水防管理団体である本市は次の事項によりその管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任(法第5条の水防団等の所轄に係る事項を含む)を有する。(法第3条)

- (1) 水防体制を確立すること。(法第3条)
- (2) 区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理できないと認める場合の水防団の設置(法第5条)
 - ※本市の水防団設置に関する判断については第1章第2節の7に記載するとおりであり、水防事務の処理にあたる消防団の編成等については資料1を参照。
- (3) 水防倉庫の設置及び資器材の備蓄(法第2条第6項、法第3条)
- (4) 通信連絡系統を確立すること。(法第27条、法第2条第6項)
- (5) 随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めること。(法第9条)
- (6) 水位状況の関係者への通報(法第12条)
- (7) 消防団を出動させ、又は出動の準備をさせること。(法第17条)
- (8) 警戒区域を設定し、立入を禁止若しくは制限し、退去を命ずる消防団に指示すること(法第5条第3項、法第21条第1項)

- (9) 警察官の出動を求めること。(法第22条)
- (10) 他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担(法第23条)
- (11) 水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること。(法第24条)
- (12) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること。(法第25条)
- (13) 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること。(法第26条)
- (14) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること(法第27条)
- (15) 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限を行使すること(法第28条)
- (16) 危険が切迫しているときに必要と認める区域の居住者等に対して立退きを指示すること及びその場合当該区域を管轄する警察署長に通知すること(法第29条)
- (17) 水防訓練の実施(法第32条の2)
- (18) 水防計画の策定、要旨の公表、知事への届出(法第33条第1項・第3項、法第49条第1項)
- (19) 水防活動従事者の安全への配慮(法第33条第4項)
- (20) 水防に要する費用を負担すること。(法第41条)
- (21) 法第24条により水防に従事した者に対する災害補償をすること。(法第45条)
- (22) 平常時における区域内の河川、遊水地等の巡視及び異常箇所の通報(法第9条)
- (23) 消防事務との調整(法第50条)
- (24) 水防協力団体の指定、監督(法第36条、法第39条)
- (25) 水防協力団体に対する必要な情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)

3 市長の責任

- (1) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街、要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表をすること。(法第15条の2第6項、第7項、法第15条の3第3項、第4項)
- (2) 区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知すること。(法第15条の11)

4 市地域防災計画に定められた地下街、要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任

- (1) 地下街等の利用者の洪水時等の避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成すること。(法第15条の2)
- (2) 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成すること(法第15条の3)

5 国土交通大臣(中部地方整備局長)の水防法上の責任、権限

- (1) 指定した洪水予報河川について、気象庁長官(名古屋地方気象台長)と共同して洪水予

報を発表し、愛知県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させること。（法第10条第2項）

- (2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (3) 指定した水位周知河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した旨の情報を愛知県知事（水防本部長）又は水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知させること。（法第13条第1項）
- (4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (5) 洪水予報河川、水位周知河川その他の河川について、その浸水想定区域を指定すること。（法第14条第1項）
- (6) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (7) 指定した水防警報河川等について、水防警報を発表し、愛知県知事（水防本部長）に通知すること。（法第16条）
- (8) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- (9) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (10) 水防協力団体に対する情報の共有又は指導若しくは助言（法第40条）
- (11) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

6 河川管理者の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

7 気象庁長官（名古屋地方気象台長）の水防の責任

- (1) 気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び愛知県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させること。（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 国土交通大臣又は知事と共同して洪水予報を発表すること。（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項、第3項）

8 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

第4節 水防計画の変更

1 水防計画の変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ市防災会議に諮るものとし、変更したときは遅滞なく知事に届け出なければならない。併せて、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

2 水防協議会について

市は、法第34条に規定される水防計画その他水防に関し重要な事項を審議させるための水防協議会については、設置しない。

このため、市は、法第33条の規定により、水防計画の変更に際して前項のとおり市防災会議に諮らなければならない。

3 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組指針」については、水防計画に反映するなどして、取組を推進するものとする。

第5節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

第2章 水防組織

第1節 水防組織

1 市の水防組織

水防に関係のある警報等の発表又は地震等の発生により、洪水、内水、津波又は高潮（以下「水害等」という。）のおそれがあると認められるときから水害等の恐れがなくなると認められるときまで、市は市水防本部を設置する。

市水防本部は、豊明市災害対策本部条例に定める市災害対策本部の警戒第2配備の部班で編成し、水防業務の統括にあたる。

市水防本部は、市役所新館1階会議室6及び会議室7に設置する。ただし、状況により市水防本部を設置することなく防災防犯対策課で業務を処理することができる。

なお、市水防本部は、市災害対策本部が設置された場合はこれに統合されるものとする。市災害対策本部の組織表等については、資料2のとおり。

2 災害対策本部

市災害対策本部の組織、所掌事務等については、豊明市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。所掌事務に関しては資料3のとおり。

第3章 水防施設及び輸送

第1節 水防施設

1 水防倉庫及び資器材の備蓄

(1) 水防倉庫

所在地：豊明市阿野町登89-1

規模：鉄骨平屋建 58.27m²

(2) 資器材備蓄状況

(令和8年1月1日現在)

資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量
たこづち	丁	8	シャベル	丁	68
バンセン(鉄線)	kg	30	おの	丁	20
なた	丁	31	のこぎり	丁	1
たけみ	丁	50	かま	丁	10
鉄ハンマー	丁	13	一輪車	台	7
土のう袋	袋	4,000	リアカー	台	8
金づち	丁	9	かけや	丁	56
チェーンソー	台	15			

2 土のう置場

第1土のう置場	所在地：豊明市阿野町長根地内 (県道瀬戸大府東海線高架下) 面積：400m ² 土のう備蓄数：1,000袋 川砂(山積み)：8m ³	第2土のう置場	所在地：豊明市栄町三ツ池下地内 (市道三ツ池高架橋下) 面積：50m ² 土のう備蓄数：800袋
---------	--	---------	--

3 水防資器材

水防管理者は、資器材の確保のため業者とあらかじめ協議するなどして緊急時に調達しうる数量を確認し、その補給に備えなければならない。また、備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

なお、水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、県の応急復旧用資器材を使用する場合には、尾張建設事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

第2節 輸送の確保

水防時における輸送経路については、市水防本部において管内各所からの通報に基づき、その状況を把握し、通行路線を的確に定め輸送の正確を諮るものとする。

非常輸送車両については、豊明市地域防災計画の定めるところによる。

市域の緊急輸送道路については、資料4のとおり。

(第2編 第1章 第8節 第4 緊急輸送手段の確保)

第4章 通信連絡

第1節 通信連絡系統

1 計画方針

通信連絡の確保は水防活動の根源であって、特に大災害時に発生する電話不通に際して連絡の確実と迅速を期すため無線施設を活用する。

2 水防時における通信連絡及び警報伝達

水防時における通信連絡及び警報伝達については、豊明市地域防災計画の定めるところによる。
(第3編 第1章 第3節 第1 気象情報等の伝達)

第2節 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第5章 非常配備

第1節 市の非常配備

市は、水防に関する予報及び警報等の発表があり、水害等のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

職員の非常連絡、非常配備態勢の種類、配備内容、配備時期等は豊明市地域防災計画の定めるところにより、被害の発生を最小限にとどめるために、迅速な初動活動体制を確立する。

（第3編 第1章 第1節 第1 市職員の動員・配備）

第2節 消防団の非常配備

消防団の非常配備については、次のとおりとし、非常配備態勢を整えるものとする。

配備区分	配備基準	配備態勢
待 機	境川の水位が水防団待機水位に達し、 なお上昇のおそれがあるとき	消防団長は必要に応じて消防団員を本部等に 詰めさせ、その後の情勢を把握することに努 め、また、一般団員は直ちに次の段階に入り 得る状態におく
準 備	1. 境川の水位が氾濫注意水位に達し、 なお上昇のおそれがあるとき 2. 豪雨により堤防の決壊、漏水等のお それがあり、その他水防上必要と認め られるとき	消防団の団長及び副団長並びに分団長は、必 要に応じて所定の詰所等に集合し、資器材及 び器具の整備点検、堤防等水防上重要な工作 物のある箇所への団員の派遣等のため、一部 団員を出動させる
出 動	1. 境川の水位が出動水位に達し、なお 上昇のおそれがあるとき 2. 上記2のおそれが高まったとき	消防団員全員が所定の詰所に集合し警戒配備 につく
解 除	水防管理者より解除の通知があったとき	

※各消防団の管轄地域は資料1のとおりである。

第6章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、越水等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

本市における該当箇所は、資料5のとおりである。

第2節 重要工作物

水防管理者は、水防上重要な工作物（重要工作物）の規模及び能力等並びに堤内民地の状況を熟知するとともに緊急時に対応できる応急対策を確立し、水防計画書又は防災計画書に明記しなければならない。

工作物の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。特に水防時において、事前に定めた操作規則を遵守して適正な操作を行うこととし、工作物の設置箇所及びその上下流の河川に対して危険が及ばないようにするとともに、操作状況を必要に応じ水防管理者に報告するものとする。

本市における水防上重要な工作物は、資料6のとおりである。

第7章 予報及び警報

第1節 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表）

水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が発生するおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が発生するおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（警報の危険度分布）」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。

なお、特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表されるが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「愛知県西部・東部」あるいは「尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河北東部・西三河南部・東三河北部・東三河南部」の名称が用いられる場合がある。

（1）大雨注意報

大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

（2）高潮注意報

台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等が避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。なお、夜間から翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル4に相当する。

（3）洪水注意報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

（4）大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等が避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。

（5）高潮警報

台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

（6）洪水警報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがある

と予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。

(7) 大雨特別警報

大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。

(8) 高潮特別警報

台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

(9) 気象情報

ア) 「全般気象情報（気象庁発表）、東海地方気象情報、愛知県気象情報」

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する愛知県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

イ) 「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表）

愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、「キキクル（危険度分布）」で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。

ウ) 「土砂災害警戒情報」（愛知県・名古屋地方気象台共同発表）

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（*）を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

(*) 土砂災害の危険性が認められない17市町村は発表対象外（一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑

町、大治町、蟹江町、飛島村、知立市)

エ) 「竜巻注意情報」 (気象庁発表)

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

オ) 「早期注意情報 (警報級の可能性)」

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位 (愛知県は東部と西部) で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位 (愛知県) で発表される。大雨、高潮に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(10) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域 (メッシュ) ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none">・「災害切迫」 (黒) : 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。・「危険」 (紫) : 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。・「警戒」 (赤) : 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。・「注意」 (黄) : 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まり予測を、地図上で1 km四方の領域 (メッシュ) ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ※色分けは土砂キキクルと同様。

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ※色分けは土砂キキクルと同様。
--------------------	---

大雨・高潮の特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

「過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数^{※1}、表面雨量指数^{※2}、流域雨量指数^{※3}）、台風の中心気圧などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。」

「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。

- ・大雨特別警報（警戒レベル5相当）の指標

大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数^{※1}の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨^{※4}がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

大雨特別警報（浸水害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数^{※2}及び流域雨量指数^{※3}の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨^{※4}がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

- ①表面雨量指数^{※2}として定める基準値以上となる1km格子が概ね30格子以上まとまって出現。
- ②流域雨量指数^{※3}として定める基準値以上となる1km格子が概ね20格子以上まとまって出現。

- ※1 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- ※2 表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。
- ※3 流域雨量指数：降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
- ※4 激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨。

・高潮特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する※。

※台風については、指標の中心気圧又は最大風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における高潮警報を特別警報として発表する。温帯低気圧については、指標の最大風速と同程度の風速が予測される地域における高潮警報を特別警報として発表する。

本市に発表されうる水害にかかわる警報・注意報の発表基準は、次のとおりである。

令和7年5月29日現在

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき。	
	表面雨量指数基準※ ¹	土壌雨量指数基準※ ²
	15	90
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。	
	表面雨量指数基準※ ¹	土壌雨量指数基準※ ²
	24	144
洪水注意報	河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき。	
	流域雨量指数基準※ ³	複合基準※ ⁴
	正戸川流域＝5.6 皆瀬川流域＝5.8	正戸川流域＝(7, 5.6) 皆瀬川流域＝(7, 3.8)
洪水警報	河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。	
	流域雨量指数基準※ ³	複合基準※ ⁴
	正戸川流域＝7 皆瀬川流域＝7.3	正戸川流域＝(12, 6.3) 皆瀬川流域＝(12, 6.5)

令和4年5月26日現在

高潮警報	海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。	
	潮位（標高m）	
	*	

* 愛知県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

※1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。この指数の基準値は、市域内で単一の値となっている。

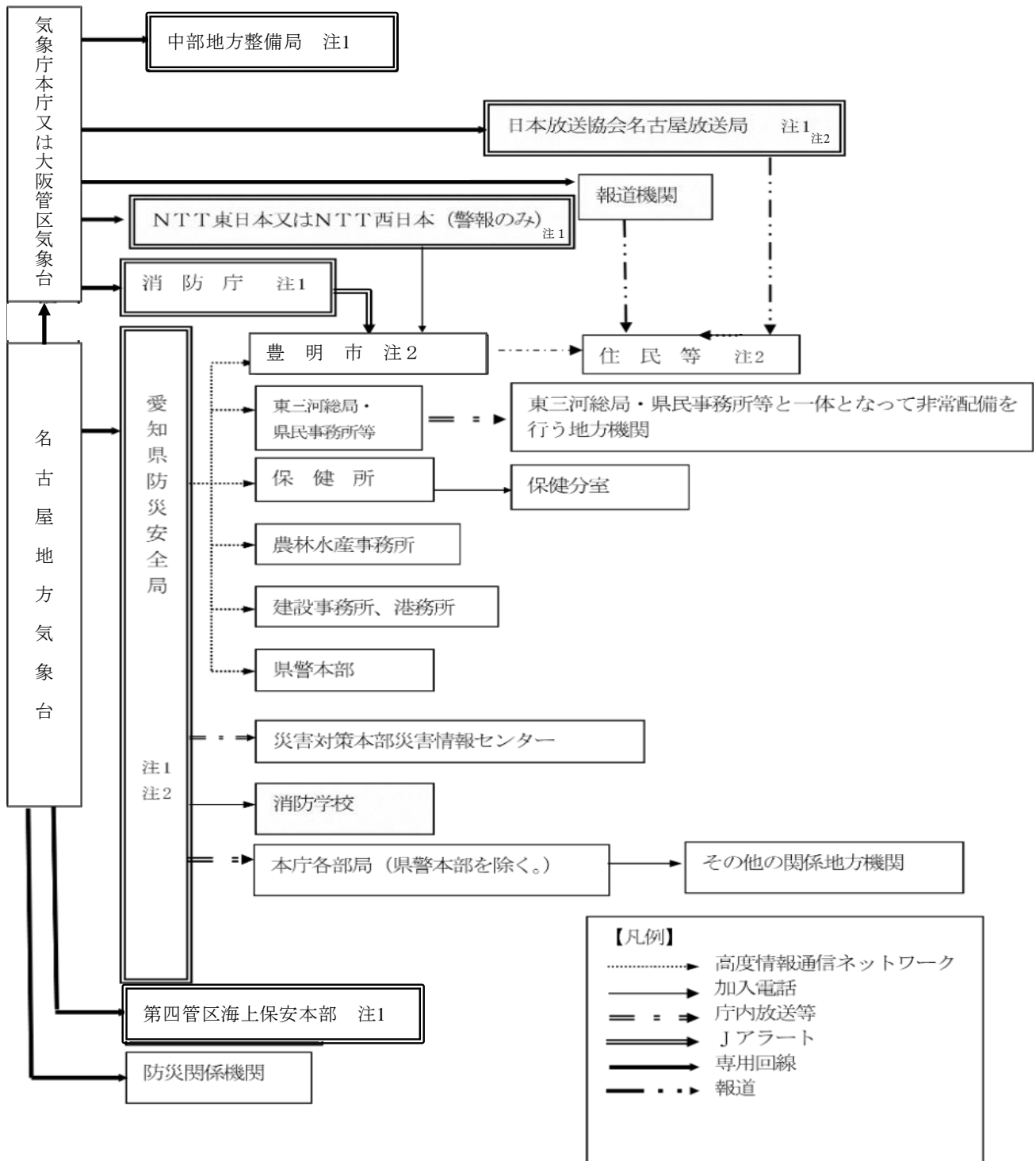
※2 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。この指数の基準値は、1km四方毎に設定されている。

※3 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。この指数の基準値は市の主要な河川における代表地点の基準値を示す。

※4 複合基準：主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示す。

第2節 水防に関連する予報・警報等の伝達

気象、高潮及び洪水に関する警報等伝達系統図



注1) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条に基づく法定伝達先。

注2) 愛知県から市町村、市町村から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。

第3節 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）。 ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）。
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

注1 予報区域に複数の基準観測所がある場合は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2 堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を公表することができる。

(2) 洪水予報を行う河川名及び区域

知事が指定した河川

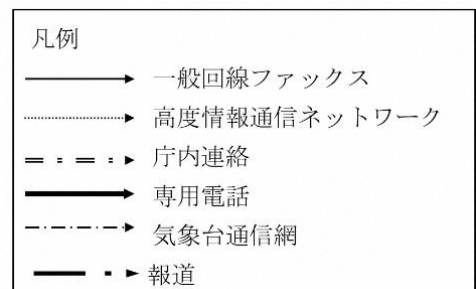
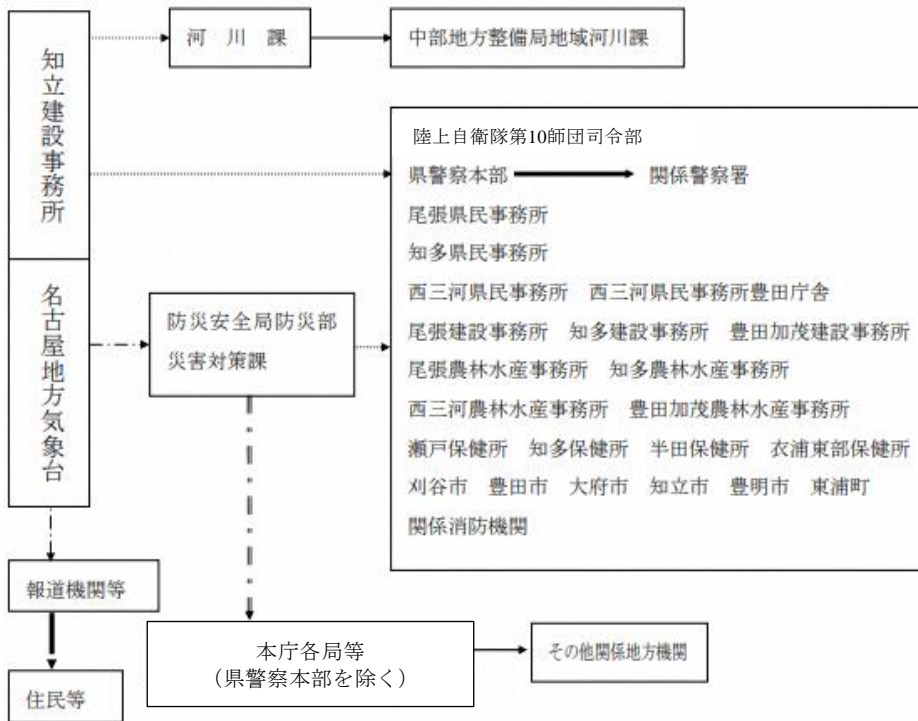
河川名	区 域
境川	左右岸 井堰川合流点 から 海まで

(3) 洪水予報に関する基準地点

知事が指定した河川

河川	基準地点	所在地	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位
境川	泉田	刈谷市泉田町 (左岸河口から 7.33km)	3.10m	3.85m	4.35m	4.65m	5.20m

(4) 洪水予報伝達経路 (境川)



(5) 洪水予報発表形式

発表形式は、資料7のとおり。

第4節 水防警報

1 安全性確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

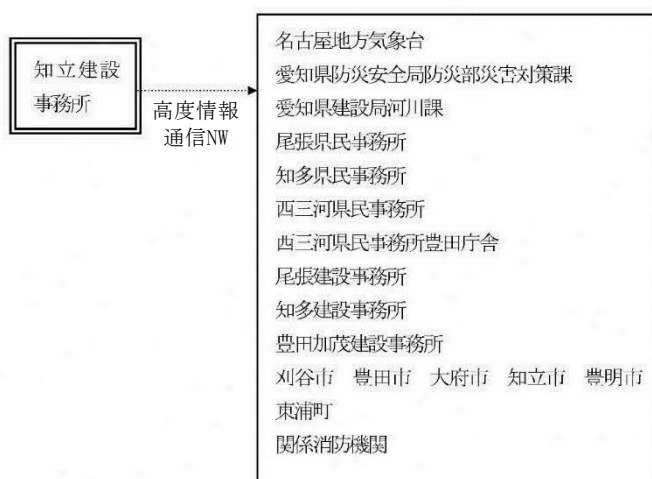
水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

段 階	内 容
準 備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの
出 動	出動水位を超過し、水防団員等の出動を通知するもの
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの
解 除	水防活動の終了を通知するもの

(2) 知事が水防警報を行う河川

河川	観測所名	所在地	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動 水位	避難判断水位	氾濫危険 水位	発表者
境川	泉田	刈谷市泉田町 (左岸河口から 7.33km)	3.10m	3.85m	4.35m	4.65m	5.20m	知立建設 事務所長

(3) 水防警報伝達経路（境川）



(4) 水防警報発表形式

発表形式は、資料8のとおり。

第8章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 河川に係る水位の観測、通報及び公表

1 水位観測局及び水位計

市が関係する水位観測局は、境川について県管理の水位観測局が3箇所あるほか、正戸川及び皆瀬川に県が設置した危機管理型水位計が2台ある。

また、市が市内に設置した水位計が6台ある。それぞれの設置場所等については、次のとおりである。

①愛知県水防テレメータシステム^{※1}水位観測局

河川名	観測所名	所管	所在地
境川	★泉田	知立建設事務所	刈谷市泉田町西中浜5番2地先
	井ヶ谷		刈谷市井ヶ谷町稲葉崎地先
	西一色	豊田加茂建設事務所	みよし市西一色町塚ノ下41番地先

※1 無線を介して雨量・水位・潮位を遠隔集中監視するシステムであり、県水防本部と各建設事務所間で整備している。

★：水防法に基づく基準観測局

②危機管理型水位計（県管理）

河川名	設置場所
正戸川	豊明市阿野町新切114-3地先（正戸川1号橋付近）
皆瀬川	豊明市前後町大代地内（皆瀬川姥子橋付近）

③水位計（市管理）

河川名	設置場所
井堰川	豊明市沓掛町下山地内（井堰川左岸泉橋付近）
正戸川	豊明市阿野町新切地内（正戸川左岸正戸橋付近）
皆瀬川	豊明市栄町梶田地内（皆瀬川左岸梶田橋付近）
若王子川	豊明市沓掛町万場地内（若王子川左岸万場小橋付近）
天王川	豊明市大久伝町中地内（天王川右岸排水機場付近）
境川	豊明市大久伝町中地内（境川右岸排水機場吐出樋管付近）

2 水位の通報及び公表

(1) 水位の通報

水防管理者又は量水標管理者は、洪水予報・水位情報の周知・水防警報伝達に係る基準観測局からの水位情報を、次のとおり関係者に通報する。

ア 通報の開始

水位が上昇し、水防団待機（通報）水位に達したとき。

イ 通報の終了

水位が下降し、水防団待機（通報）水位以下に下がったとき。

ウ 通報の間隔

1 時間毎にその時刻の水位変動状況を通報することを標準とするが、氾濫注意（警戒）水位に達した場合、最高水位に達した場合、急激な水位上昇を観測した場合等必要に応じて随時その時刻と水位を通報する。

水防団待機（通報）水位情報の通報については、国土交通省統一河川システム又は愛知県水防テレメータシステムが正常に機能している場合は省略することができる。ただし、システムに障害が生じた場合は、電話やファックス等で通報するものとする。

(2) 水位の公表

量水標管理者は洪水予報・水防警報・避難判断水位情報伝達に係る基準観測局等からの水位情報を国土交通省ウェブサイト「川の防災情報」（<https://www.river.go.jp>）又は愛知県ウェブサイト「愛知県川の防災情報」（<https://www.kasen-aichi.jp/>）に掲載し、公表する。

(3) 欠測時の措置

量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。

第2節 雨量の観測及び通報等

1 雨量観測局

県内の雨量観測局のうち、境川流域で本市に影響のある箇所に設置されているものは、県管理の雨量観測局が2箇所ある。その所在地等は、次のとおりである。

愛知県水防テレメータシステム雨量観測局

水系名	観測所名	所在地
境川	泉田	刈谷市泉田町西中浜5-2地先 (泉田観測所) 境川橋下流左岸
	井ヶ谷	刈谷市井ヶ谷町稲葉崎99 (井ヶ谷観測所)

2 雨量の通報

市は、愛知県水防テレメータシステム等により積極的に雨量、水位情報の収集に努めるものとする。県水防本部は、必要に応じ雨量情報を名古屋地方気象台に通報するほか、降雨状況の速報等を関係機関に提供する。

第3節 高潮の水位情報の観測及び周知

1 高潮の水位情報の観測及び周知

知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮特別警戒水位を定め、当該海岸の水位がこれに達したとき、知事はその旨を関係者（水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させる（法第13条の3）。

2 知事が指定した水位情報の周知を行う海岸

(1) 高潮特別警戒水位

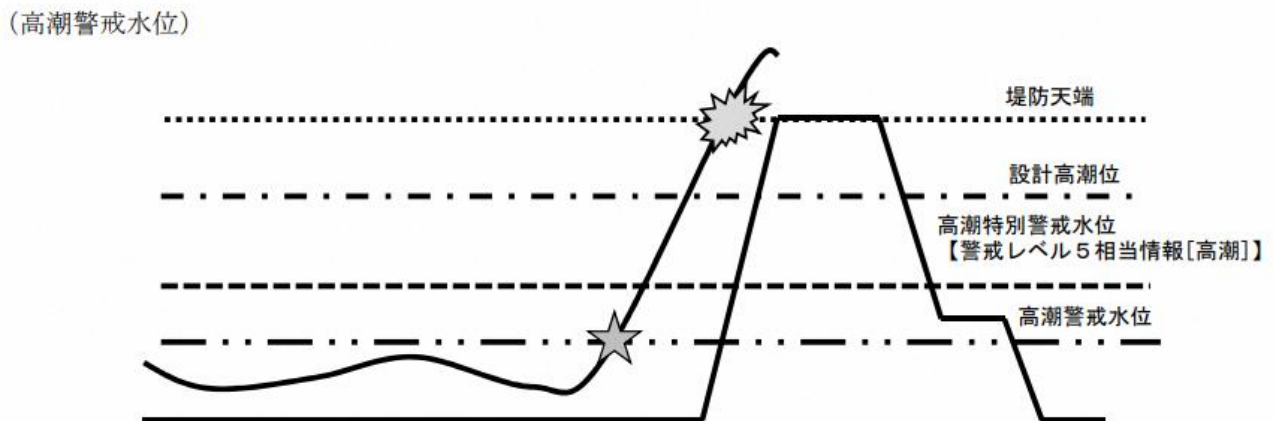
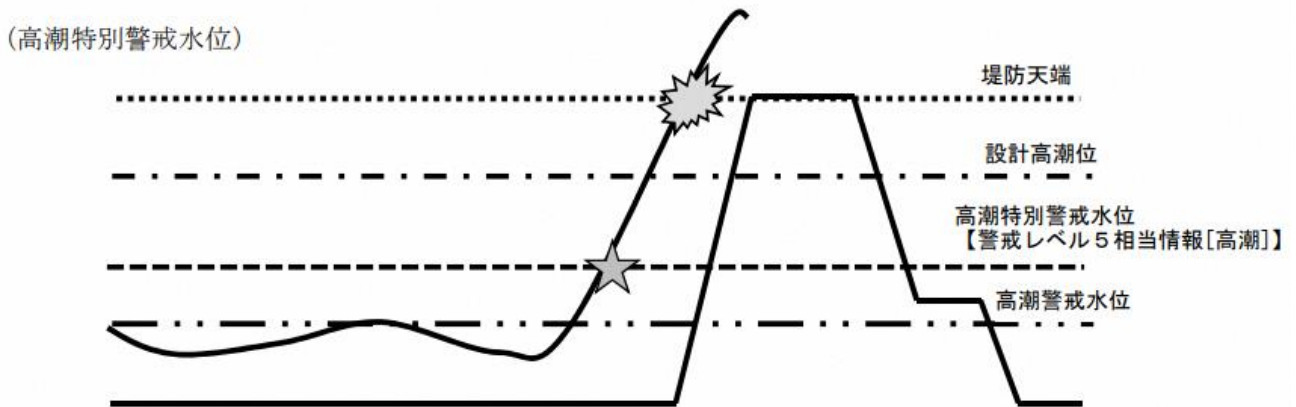
海岸名	観測所名	基準水位 (m)	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	天白川河口	TP2.30	愛知県河川課長

(2) 高潮警戒水位

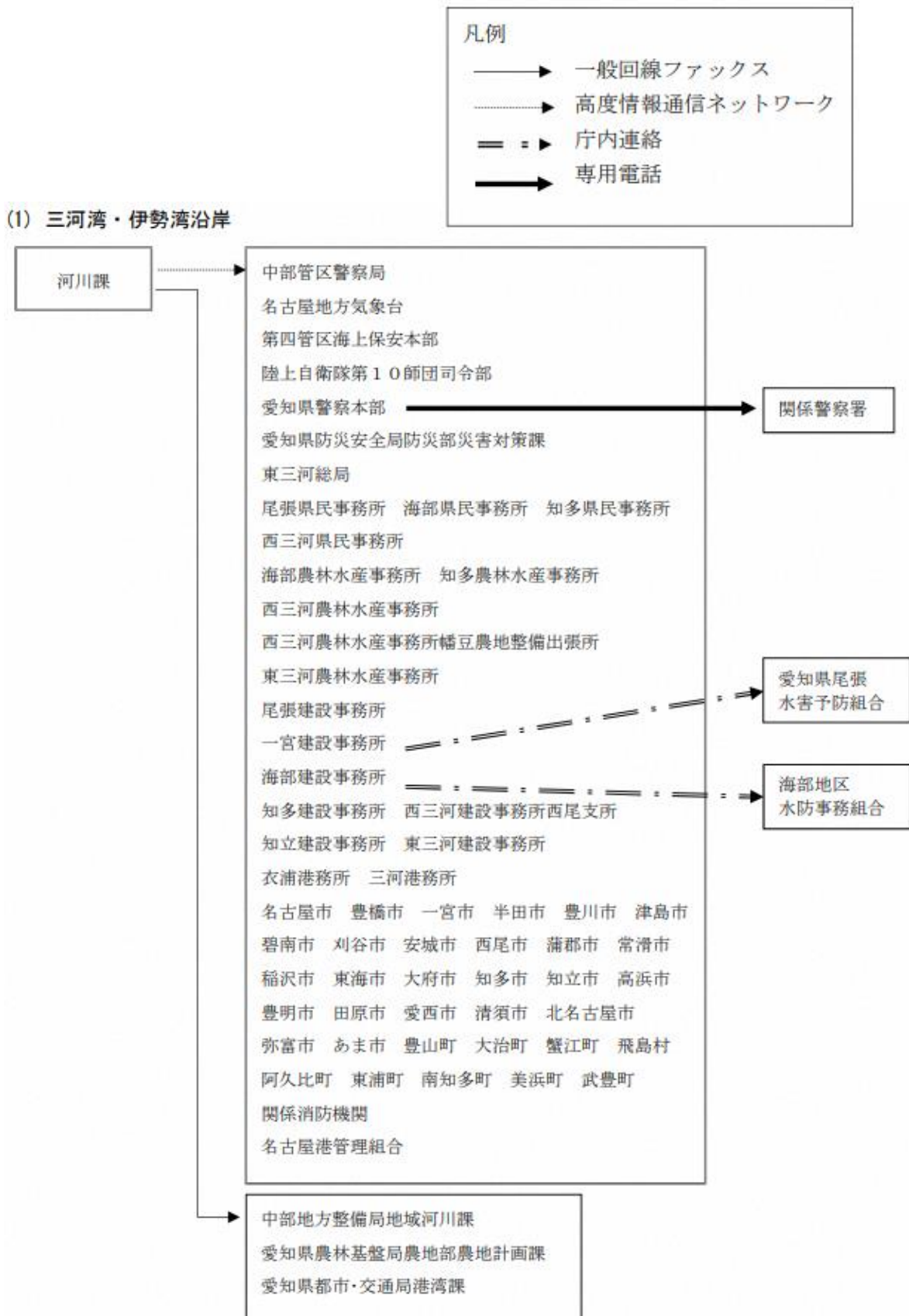
海岸名	観測所名	基準水位 (m)	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	一色	TP1.90	愛知県河川課長

※高潮警戒水位：高潮における災害の発生を警戒すべき水位（参考情報）

高潮特別警戒水位及び高潮警戒水位のイメージ



3 水位情報伝達経路



第9章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のウェブサイトで確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- ・あなたの街の防災情報
<https://www.jma.go.jp/bosai/>
- ・気象警報・注意報
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>
- ・アメダス
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>
- ・高解像度降水ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻）
<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>
- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>
- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・川の防災情報
<https://www.river.go.jp/>

愛知県

- ・愛知県川の防災情報
<https://www.kasen-aichi.jp/>

第10章 水防活動

第1節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者又は消防団長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

2 非常警戒

水防管理者等は、非常配備態勢が発動されたときから河川及びため池等の監視及び警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として、巡視するものとする。

なお、巡視において特に注意を要する事項は次のとおりである。

- ① 堤防の亀裂、一部流出（崩壊）又は沈下
- ② 漏水
- ③ 越水（堤防からの水のあふれ）
- ④ 深掘れ（洗堀）
- ⑤ 橋梁等工作物と堤防との取付部分の異常
- ⑥ （排・取）水門（樋門）の扉の閉まり具合
- ⑦ 取入口の閉塞状況（ため池に限る）
- ⑧ 流域の山崩れの状況（ため池に限る）
- ⑨ 流入水並びにその浮遊物の状態（ため池に限る）
- ⑩ 余水吐及び放水路付近の状態（ため池に限る）
- ⑪ 重ね池の場合のその上部ため池の状態（ため池に限る）
- ⑫ （排・取）水門（樋門）の漏水による亀裂及び一部流出（崩壊）（ため池に限る）

異常を発見した場合は直ちに尾張建設事務所その他の関係機関に連絡するとともに、水防作業を開始する。

第2節 水防作業

1 水防工法

水防工法は、発生した事態に適応する工法を正確に判断し、その選定を誤らなければ1種類の工法を施工するだけで成果を上げることが多いが、時には数種の工法を組み合わせることで初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わる工法を次々で行う必要がある。

堤防の組成材料、流速、堤防斜面（法面）、護岸の状態、使用材料がその付近で得やすいか否か等を考慮して工法を選定する。

堤防等の異常状態に対応する工法はおおむね次のとおりとする。

原因	工法	施工箇所	効果	工法の概要
深掘れ (洗掘)	木流し工	水の流れが急となっている箇所流水が激しく堤防をたたき、深掘れ(洗掘)し始めている箇所	流水を緩やかにし、川側(川表)が崩れるのを防ぐ。川側(川表)の淀欠けを防ぐ(緩流部)。	樹木の重り土のうをつけて流し局部を被覆する。
	表シート張り工	川側(川表)が崩れだした箇所 浸水し始めた堤防	川側(川表)の崩壊を防ぐ。 透水を防ぐ。	川側(川表)の漏水面に防水シート等を張る。
	立てかご工	急流部の川側堤防斜面(川表法面)、根固めが、深掘れ(洗掘)、決壊のおそれがある箇所	過去に深掘れ(洗掘)等した箇所の、災害の再発を防ぐ。	川側堤防斜面(表法面)に蛇かごを立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防の上端(天端)に亀裂が生じた箇所 (粘土質堤防)	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の上端(天端)に亀裂が生じた箇所 (砂質堤防)	亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面(裏法)、又は裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して、亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面(裏法面)の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面(裏法)、又は裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所	堤防の居住側斜面(裏法面)や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面(裏法面)に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。
	つなぎ縫い工(竹)	堤防の上端(天端)や居住側斜面(裏法面)に亀裂が生じている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を打ち、竹で結束する。
漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。	裏小段、居住側斜面(裏法面)先平地に円形に積み土のうする。
	月の輪工	堤防の居住側斜面(裏法面)に漏水した水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	居住側斜面(裏法)に半円形に土のうを積む。

原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要
越水 (堤防からの水のあふれ)	積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうを数段積み上げる
	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。
	水マット工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	ビニロン帆布製水のうを上端（天端）に置き、ポンプで水を注入する。
	蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く
	裏シート張り工	水があふれる（越水）又はそのおそれのある箇所の居住側堤防斜面（裏法面）	水があふれること（越水）による居住側堤防斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面（裏法面）を防水シートで被覆する。
決壊防止	築き廻し工	堤防の川側斜面（表法面）の深堀れ（洗掘）が進んでいる箇所堤防上端（天端）まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、破堤するのを防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に土のうを積む。
	杭打ち積み土のう工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた、又は崩れそうな箇所	居住側斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防斜面（表法面）崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。
	土のう羽口工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた箇所	居住側斜面（裏法面）の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出た竹を縫って固定する。
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所 提脚の深堀れ（洗掘）が見られる箇所	急流河川の流れをゆるやかにする。提脚深堀れ（洗掘）の拡大を防ぐ。	深堀れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

2 水防活動上の心得

- (1) 命令なくして持ち場を離れ、勝手な行動をとらないこと。
- (2) 作業中は私語を慎み終始敢闘精神を以ってこれにあたること。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「堤防から水があふれた（越水）」や「堤防の決壊（破堤）」など想像による言動はしないこと。
- (4) 命令及び情報の伝達は、とくに迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させ、又はいたずらに消防団員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛けること。
- (5) 滞水時間にもよるが、堤防に異常の起こる時期は、最大水位の前後である。しかし、堤防斜面（法面）崩れ、陥没等は、減水時に生じる場合が多く、最大水位から4分の3程度に減水したときが最も危険である。したがって、洪水が最盛期を過ぎても、洪水が完全に流下するまでは警戒を解いてはならない。

第3節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長及び消防団員並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空き地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第4節 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所において、消防団長又は消防団員は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長若しくは消防団員がいないとき又はこれらの者の要請があったとき、警察官は、消防団長及び消防団員の職権を行うことができるものとする。

第5節 避難

豊明市地域防災計画及び避難情報の判断・伝達マニュアルに定めるところによる。

第6節 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動を行う必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備態勢を解除し、これを一般に周知するとともに、尾張建設事務所に通知するものとする。

この通知を受けた尾張建設事務所は直ちに県水防本部へ報告し、県水防本部は県関係機関へ通知する。

2 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまで、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に戻す。

第11章 水防信号及び水防標識

第1節 水防信号

水防信号及び標識は「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」に定められているとおりである。

- 1 出動信号 消防団に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 2 避難信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

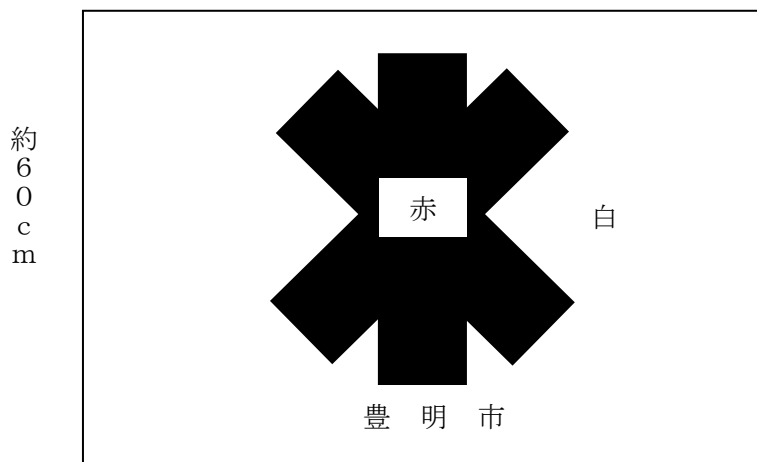
種別	打鐘信号	余いん防止サイレン信号
出 動	●—●—● ●—●—● (3点)	約5秒 ——— 約6秒 ———
避 難	●—●—●—●—●	約3秒 ——— 約2秒 ———

備考1 信号継続時間は適宜とする。

第2節 水防標識

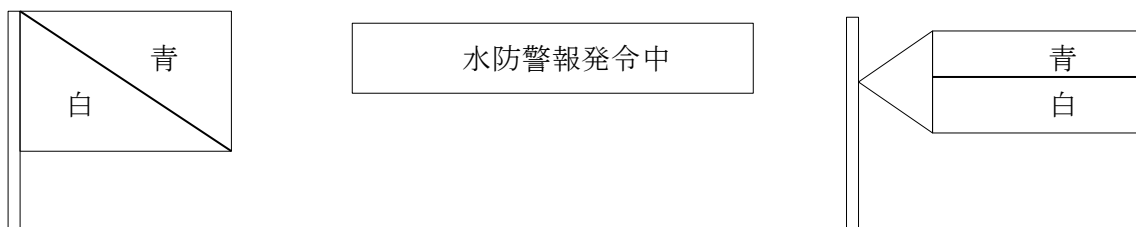
1 緊急自動車優先通行標識

水防のため出動する水防用緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）は、優先通行を確保するため次の標識を用いるものとする。



2 水防警報発令標識

水防警報発令の標識は次の標識を用いるものとする。（形状大きさ適宜（青地に白文字））



第12章 決壊等の通報及び決壊後の処置

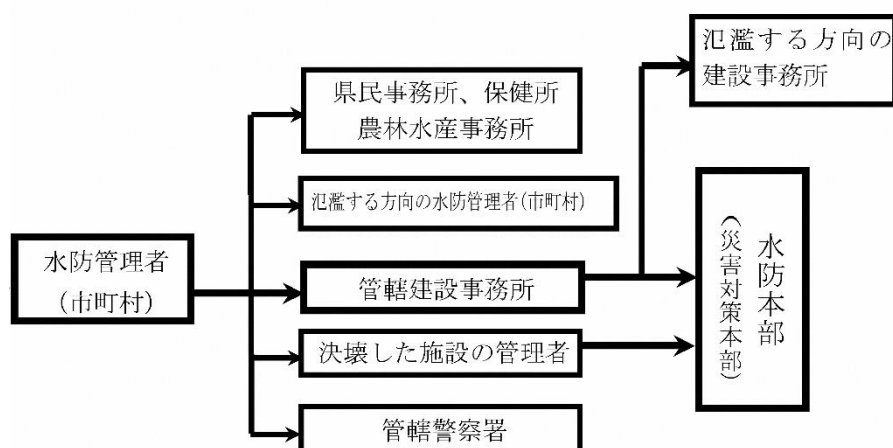
第1節 決壊等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊して氾濫又は、氾濫のおそれがあるときは、水防管理者又は消防団長は直ちに管轄する県建設事務所、決壊した施設の管理者、氾濫する方向の水防管理者（市町村）及び所轄の警察署、関係県機関（県民事務所、保健所、農林水産事務所等）へ通報しなければならない。

なお、初動時において災害対策上は、「正確かつ詳細な情報」ではなく、「断片的でも迅速な情報」が重要であり、「いつ、どこで、なにがあったか」を基本とする速報を用いることが望ましい。速報における留意点は、次のとおりである。

- ① 速報は冷静に伝達し、不確実な情報には、「…もよう」、「…の情報あり」とすること。
- ② 現場からの情報を入手した場合、その時刻を必ず明記し併せて伝達しておくこと。
- ③ 互いに名乗りあうこと。

通報の連絡系統は、次のとおりである。



水防管理者は、決壊等の情報を隣接する市町村に通報するにあたり、平時からその通報体制について互いに確認しあい、密接な連携を図るものとする。

第2節 決壊後の処置

水防管理者及び消防団長は、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

- ア 適切な水防工法の実施
- イ 避難情報の判断・伝達
- ウ 関係機関への通報
- エ 自衛隊の派遣要請を知事に要請

第3節 決壊等による被害状況の報告

水防管理者及び消防団長が、決壊や水があふれ（越水）に起因する氾濫による被害を認知したときは、次のとおり速やかに報告するものとする。

（1）人的・住家被害

水防管理者は、被害状況を取りまとめ、原則的に愛知県防災情報システム及び市町村防災支援システムに入力し、県に報告する。

（2）公共土木施設被害

水防管理者は、被害状況を取りまとめ、尾張建設事務所に対し報告する。尾張建設事務所は、直ちに県水防本部に報告する。

第13章 協力及び応援

第1節 居住者の義務等

水防管理者又は消防団長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいるものを水防に従事させることができる。

また、市は、水防活動の実施にあたっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第2節 関係機関との相互協力

水防管理者は、尾張建設事務所、愛知警察署その他関係各機関と常に密接な連携をとり、水防上の水位、雨量及び警報について連絡協調し、堤防からの水のあふれ（越水）、堤防の決壊（越水堤防）等のおそれのあるときは、その状況を通報し、協力を求めるものとする。

なお、境川流域において外水氾濫による甚大な被害の発生を回避するために、排水機の排水調整を行う必要があるときは、令和2年6月1日に施行された境川流域排水調整要綱の定めに従い、知事の指示により必要な措置を講ずるものとする。

第3節 水防管理団体の相互応援

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、市に隣接する水防管理団体の長等に応援を求めるものとする。また、市に隣接する水防管理団体等より応援の要請があった場合は、自らの水防に支障のない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第4節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防のため必要があるときは、愛知警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

第5節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、水害に際して自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2第1項に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求にあたっては、次の事項を明らかにするものとする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

自衛隊の受け入れについては、自衛隊の応援活動が充分達成されるよう努めるものとし、この計画に定めるもののほか、豊明市地域防災計画に定めるところによる。

第14章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

市の水防に要する費用は、法第41条により市が負担するものとする。

ただし、市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2節 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者及び消防団長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木、その他資材の使用若しくは収用
- ③ 排水用機器の使用
- ④ 車両、その他の運搬用機器の使用
- ⑤ 工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限証明書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者及び消防団長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを掲示しなければならない。

公 用 負 担 権 限 証 明 書	
氏 名	
上記の者に	の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任した事を証明します。
年 月 日	
豊明市長 氏 名 印	

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 号)		公 用 負 担 証					
目的物		種類					
負担内容		使用	収容	処分等			
	年	月	日		豊明市長 氏	名	印
					事務取扱者 氏	名	印
氏 名 殿							

(4) 損失補償

市は、公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第15章 水防記録と水防報告

第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、おおむね次のとおり記録を作成し、保管するものとする。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 水防活動をした河川名及びその箇所
- ③ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ④ 消防団員の出動時刻及び人員
- ⑤ 水防作業の状況
- ⑥ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧ 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨ 応援の状況
- ⑩ 居住者出勤の状況
- ⑪ 警察関係の援助の状況
- ⑫ 現場指導の官公署氏名
- ⑬ 立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭ 水防関係者の死傷
- ⑮ 殊勲者及びその功績
- ⑯ 殊勲消防団とその功績
- ⑰ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2節 水防報告

水防管理者は、水防が終結してから3日以内に次の事項を取りまとめて、別記様式1、様式2（資料9、資料10）により尾張建設事務所長に報告する。

- ① 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- ② 消防団員の出動時期及び出動人員
- ③ 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- ④ 堤防、その他施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑤ 使用資器材の種類・数量
- ⑥ 法第28条の規定による公用負担の内容
- ⑦ 応援の状況
- ⑧ 避難情報の発令日時及び発令区域
- ⑨ 水防関係者の死傷
- ⑩ 水防功労者及びその功績
- ⑪ 水防管理者の所見
- ⑫ その他必要事項

第16章 排水機の運転調整

第1節 排水機の運転調整の意義

現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川から水があふれる（越水）及び決壊（破堤）などの恐れがあるときは、外水氾濫による甚大な浸水被害を回避するため、河川に強制排水するために設置された排水機の運転を一時的に調整する必要がある。統一的な排水調整を図る必要がある河川については排水機の運転調整を円滑に実施するための要綱等が定められている。

第2節 境川流域排水調整要綱

（1）境川流域排水調整要綱

（排水調整の目的）

第一条 二級河川境川流域及び猿渡川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われた際、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

（用語の定義）

第二条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- 一 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機及び河川管理者以外の者が管理する内水排水機が存する。
- 二 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。
- 三 河川の整備水準 洪水を安全に流下させる河川の疎通能力をいう。
- 四 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。
- 五 停止水位 河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。
再開水位 排水調整を行ったのち、河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

（排水調整の法的根拠並びに発令を行う者）

第三条 排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合の排水調整は河川管理者が発令する。

（対象流域）

第四条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、二級河川境川水系境川流域及び二級河川猿渡川水系猿渡川流域とする。

（対象排水機）

第五条 排水調整を行う排水機は、二級河川に排水を行う別表1に示す排水機とする。

（排水調整の実施）

第六条 各排水機地点の水位が別表1に示す停止水位に到達したとき、排水機管理者は、排水調

整を実施するものとする。

2 河川からの越水又は破堤が発生したとき、越水又は破堤した地点から基本として上流の排水機の排水調整を実施するものとする。なお、対象となる排水機管理者に対しては、河川管理者が排水調整を発令するものとする。

(排水調整の解除)

第七条 前条第1項により排水調整を実施した場合は、各地点の水位が別表1に示す再開水位を下回ったとき、排水を再開できるものとする。

2 前条第2項により排水調整を実施した場合は、越水又は破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったときに、河川管理者から排水機管理者に再開が可能となった旨を通知するものとする。

(情報伝達及び報告)

第八条 排水機の運転調整にかかる連絡体制は別紙1のとおりとする。

2 排水調整を実施した場合は、排水調整及び再開について、排水機の管理者は別紙1のとおり速やかに河川管理者に報告するものとする。

(通知及び発令等の内容)

第九条 排水機の排水調整の発令等の内容は、別表2のとおりとする。

(操作規則)

第十条 第十一条の規定に基づき、各排水機管理者は、運転調整の内容を明記した操作規則を制定後、河川法第二十六条第一項の許可を受けるものとする。

(経過措置)

第十一条 この要綱は、境川流域、猿渡川流域に排水することを目的として設置する排水機に定められる操作規則に規定するものとする。ただし、既設の排水機にあつては、操作規則に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。

(準用河川及び普通河川について)

第十二条 準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者が、この要綱に準じて措置を講ずるものとする。

(雑則)

第十三条 この要綱に定めるもののほか、排水機の排水調整に必要な事項は境川・猿渡川流域水害対策協議会において定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、または河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化によりこの要綱を変更する必要がある場合には、境川・猿渡川流域水害対策協議会に諮り適宜変更するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月25日から施行する。

別表 1

排水先河川名			排水機場名	管理者	設置年	排水機場位置		現況排水量 (m³/s)	ポンプ操作に係る水位		
						排水先河川	距離標 (km)		排水調整ポンプ停止水位 (T.P.m)	排水調整ポンプ再開水位 (T.P.m)	
本川	一次支川	二次支川									
境川		境-01	村木江川排水機場	東浦町	農業振興課	H元	境川	2.000	4.000	2.76	2.56
		境-02	五ヶ村川第二排水機場	大府市	水緑公園課	H20	境川	3.900	3.700	3.65	3.45
		境-03	横根川排水機場	大府市	水緑公園課	S61	境川	4.000	8.700	3.65	3.45
		境-04	五ヶ村川第三排水機場	大府市	水緑公園課	S48	境川	6.800	7.000	5.27	5.07
		境-05	今川排水機場	刈谷市	雨水対策課	S54	境川	7.400	10.600	5.73	5.53
		境-06	発杭川排水機場	愛知県	知立建設事務所	H16	境川	8.300	15.300	6.59	6.39
		境-07	阿野排水機場	豊明市	土木課	H14	境川	8.800	3.300	5.82	5.62
		境-08	大久伝排水機場	豊明市	土木課	S49	境川	11.400	9.160	11.38	11.18
		境-09	井ヶ谷排水機場	刈谷市	雨水対策課	S58	境川	12.200	2.000	13.52	13.32
		境-11	福田第2雨水ポンプ場	みよし市	下水道課	H29	境川	14.902	2.070	19.62	19.42
		石ヶ瀬川		石-01	森岡ポンプ場	東浦町	上下水道課	H22	石ヶ瀬川	0.708	2.700
石-02	島田排水機場			大府市	水緑公園課	H13	石ヶ瀬川	1.800	0.340	5.17	4.97
石-03	深田ポンプ場			大府市	水道工務課	H12	石ヶ瀬川	2.312	0.770	6.12	5.92
鞍-01	江端ポンプ場			大府市	水道工務課	S63	鞍流瀬川	0.120	6.150	5.38	5.18
鞍-02	伊勢木ポンプ場			大府市	水道工務課	H16	鞍流瀬川	1.430	4.010	7.43	7.23
正戸川		正-01	大脇排水機場	豊明市	土木課	H13	正戸川	0.200	3.150	5.30	5.10
逢妻川		逢-01	中市流作新田排水機場	刈谷市	雨水対策課	R2	逢妻川	0.300	2.600	3.65	3.45
		逢-02	市原ポンプ場	刈谷市	雨水対策課	S57	逢妻川	1.900	3.083	3.65	3.45
		逢-03	亀城ポンプ場	刈谷市	雨水対策課	S54	逢妻川	2.300	3.083	3.65	3.45
		逢-04	熊排水機場	刈谷市	雨水対策課	S53	逢妻川	3.000	0.267	3.65	3.45
		逢-05	弁天排水機場	刈谷市	雨水対策課	S53	逢妻川	3.300	2.420	3.65	3.45
		逢-06	弁天第二排水機場	刈谷市	雨水対策課	H16	逢妻川	3.400	8.130	3.65	3.45
		逢-07	高津波排水機場(移設建替)	刈谷市	雨水対策課	H18	逢妻川	3.400	0.230	3.65	3.45
		逢-08	小山排水機場(一部建替)	刈谷市	雨水対策課	S45	逢妻川	4.900	1.740	3.80	3.60
		逢-09	九郎兵衛排水機場	刈谷市	雨水対策課	S57	逢妻川	5.500	0.320	3.80	3.60
		逢-10	泉田排水機場(移設建替)	刈谷市	雨水対策課	H16	逢妻川	5.950	2.950	4.20	4.00
		逢-11	馬瀬口排水機場	刈谷市	雨水対策課	S55	逢妻川	7.650	0.620	4.82	4.62
		逢-12	新馬瀬口排水機場	刈谷市	雨水対策課	H18	逢妻川	7.650	3.700	4.82	4.62
		逢-13	水干川排水機場	愛知県	知立建設事務所	S57	逢妻川	8.500	7.500	5.17	4.97
		逢-14	流れ川第1排水機場	愛知県	知立建設事務所	S57	逢妻川	8.440	3.000	5.17	4.97
		逢-15	流れ川第2排水機場	愛知県	知立建設事務所	H9	逢妻川	8.750	6.000	5.31	5.11
		逢-16	落合ポンプ場	知立市	下水道課	S56	逢妻川	9.720	3.633	5.73	5.53
		逢-17	丸坪排水ポンプ	知立市	土木課	H4	逢妻川	10.320	0.092	5.98	5.78
逢妻女川		女-01	不毛排水機場	豊田市	農地整備課	S42	逢妻女川	0.600	0.120	6.61	6.41
五ヶ村川		五-01	成実新田排水機場	東浦町	農業振興課	H11	五ヶ村川	0.200	5.300	2.13	1.93
		五-02	緒川第二排水機場	東浦町	農業振興課	S50	五ヶ村川	0.900	1.840	2.23	2.03
		五-03	緒川ポンプ場	東浦町	上下水道課	H16	五ヶ村川	0.950	5.100	3.65	3.45
		五-04	辰新田排水機場	東浦町	農業振興課	S61	五ヶ村川	1.000	0.500	2.25	2.05
		五-05	五ヶ村川第一排水機場	東浦町	農業振興課	H8	五ヶ村川	1.200	6.400	2.29	2.09
下り松川		猿-01	前新田排水機場	刈谷市	雨水対策課	S58	猿渡川	0.300	2.600	3.65	3.45
		猿-03	北浦排水機場	刈谷市	雨水対策課	S55	猿渡川	0.800	1.560	3.65	3.45
		猿-04	神明排水機場	刈谷市	雨水対策課	H18	猿渡川	2.100	1.800	3.65	3.45
		猿-05	五新田排水機場	刈谷市	雨水対策課	H14	猿渡川	2.500	1.100	3.65	3.45
		猿-06	高須排水機場	刈谷市	雨水対策課	H7	猿渡川	2.700	1.100	3.65	3.45
		猿-07	三ツ又排水機場	刈谷市	雨水対策課	H20	猿渡川	3.600	1.200	3.65	3.45
		猿-08	重原排水機場	刈谷市	雨水対策課	S55	猿渡川	4.000	0.120	3.65	3.45
		下-01	天王排水機場	刈谷市	雨水対策課	S53	下り松川	0.800	0.260	2.36	2.16
		下-02	高松排水機場	刈谷市	雨水対策課	S53	下り松川	2.300	1.040	2.92	2.72

(別表 2 : 第六條、第七條、第八條、第九條關係) 伝達様式一覽

伝達内容	条 項		排水調整 発令・通知	排水調整報告
停止	第六條	第 1 項	—	様式 3
		第 2 項	様式 1— 1 ~ 8	
解除	第七條	第 1 項	—	様式 3
		第 2 項	様式 2— 1 ~ 8	

様式（抜粋）

別紙 様式 3

令和 年 月 日

河川管理者愛知県知事 殿

排水機管理者 長

境川・猿渡川流域の排水機調整状況について(第 報)

令和 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
・ 鞍流瀬川・正戸川 境川・石ヶ瀬川		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
・ 逢妻女川 逢妻川		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
猿渡川下・り松川		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
五ヶ村川		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
	合計	排水機場	排水機場	排水機場	

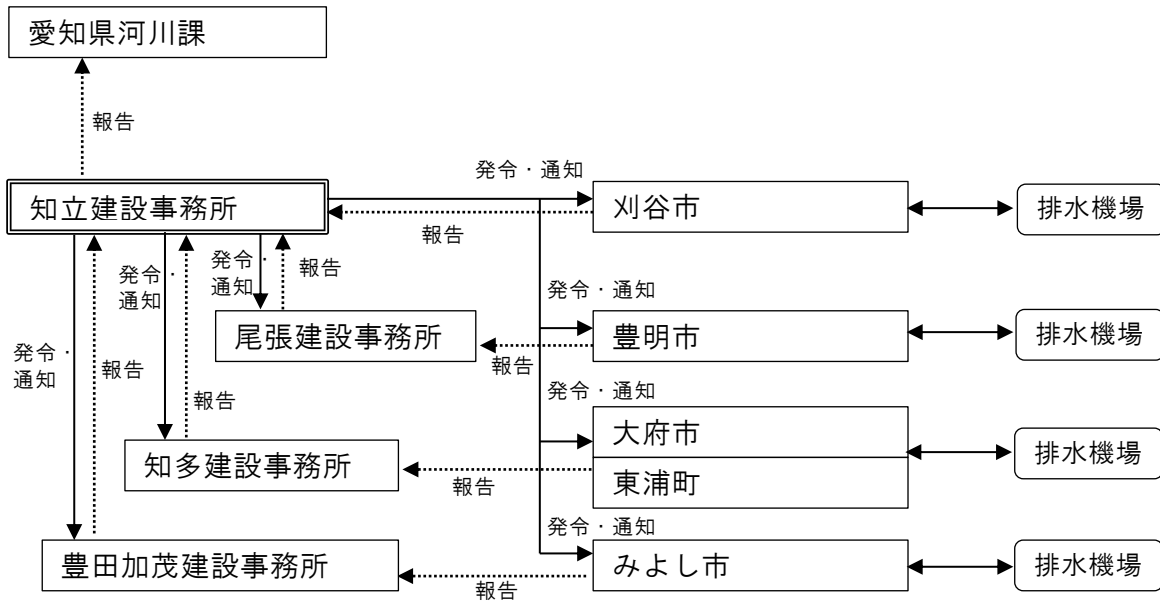
報告担当者 市役所(町役場) 課 氏名
連絡先 電話番号

- 注 1 本表番号欄、排水機場名は、境川排水調整要綱別表の記載と一致させること。
- 2 報告担当者連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。
- 3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

連絡体制（抜粋）

○連絡体制：境川

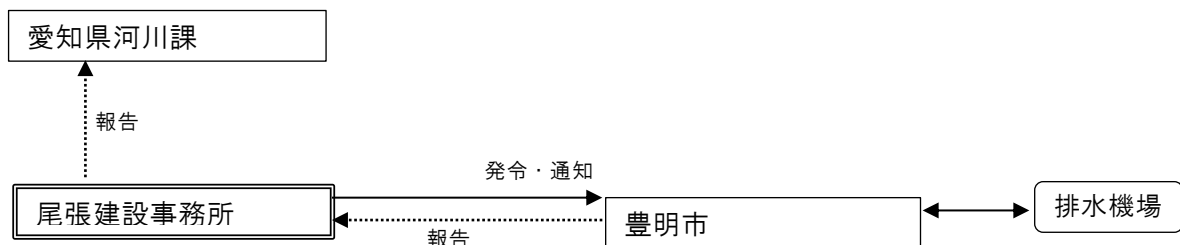
- ① 「発令、通知」は第六条第2項及び第七条第2項に基づくもの
- ② 「報告」は、第八条第2項に基づくもの



※発令・通知：高度情報通信ネットワーク
 報告：高度情報通信ネットワーク、NTTファックス

○連絡体制：正戸川

- ① 「発令、通知」は第六条第2項及び第七条第2項に基づくもの
- ② 「報告」は、第八条第2項に基づくもの



※発令・通知：高度情報通信ネットワーク
 報告：高度情報通信ネットワーク、NTTファックス

○境川流域排水調整 連絡体制 連絡先一覧表（抜粋）

境川 連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555 8-600-2735	052-953-1457
	尾張建設事務所	052-961-4421 8-602-2727	052-961-7879
	知多建設事務所	0569-21-9075 8-615-426	0569-21-3232
	知立建設事務所	0566-82-6461 8-617-458	0566-82-3226
	豊田加茂建設事務所	0565-35-9319 8-618-428	0565-35-1648
刈谷市	雨水対策課	0566-62-1066	0566-23-2087
豊明市	土木課	0562-92-1116	0562-92-1141
大府市	水緑公園課	0562-45-6236	0562-47-3347
	水道工務課		
東浦町	農業振興課	0562-83-3111	0562-84-6421
	上下水道課	0562-83-3111	0562-84-6421
みよし市	道路河川課	0561-32-8020	0561-34-4429
	下水道課	0561-32-8022	0561-34-4429

正戸川 連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555 8-600-2735	052-953-1457
	尾張建設事務所	052-961-4421 8-602-2727	052-961-7879
豊明市	土木課	0562-92-1116	0562-92-1141

第17章 水防訓練

第1節 水防訓練実施要領

水防訓練は、おおむね次の項目について行う。また、実施に際しては、関係団体、地域住民の積極的な参加を得るよう努め、水防への関心を高める。

なお、消防団については、市が主催する水防工法訓練等に参加させ、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

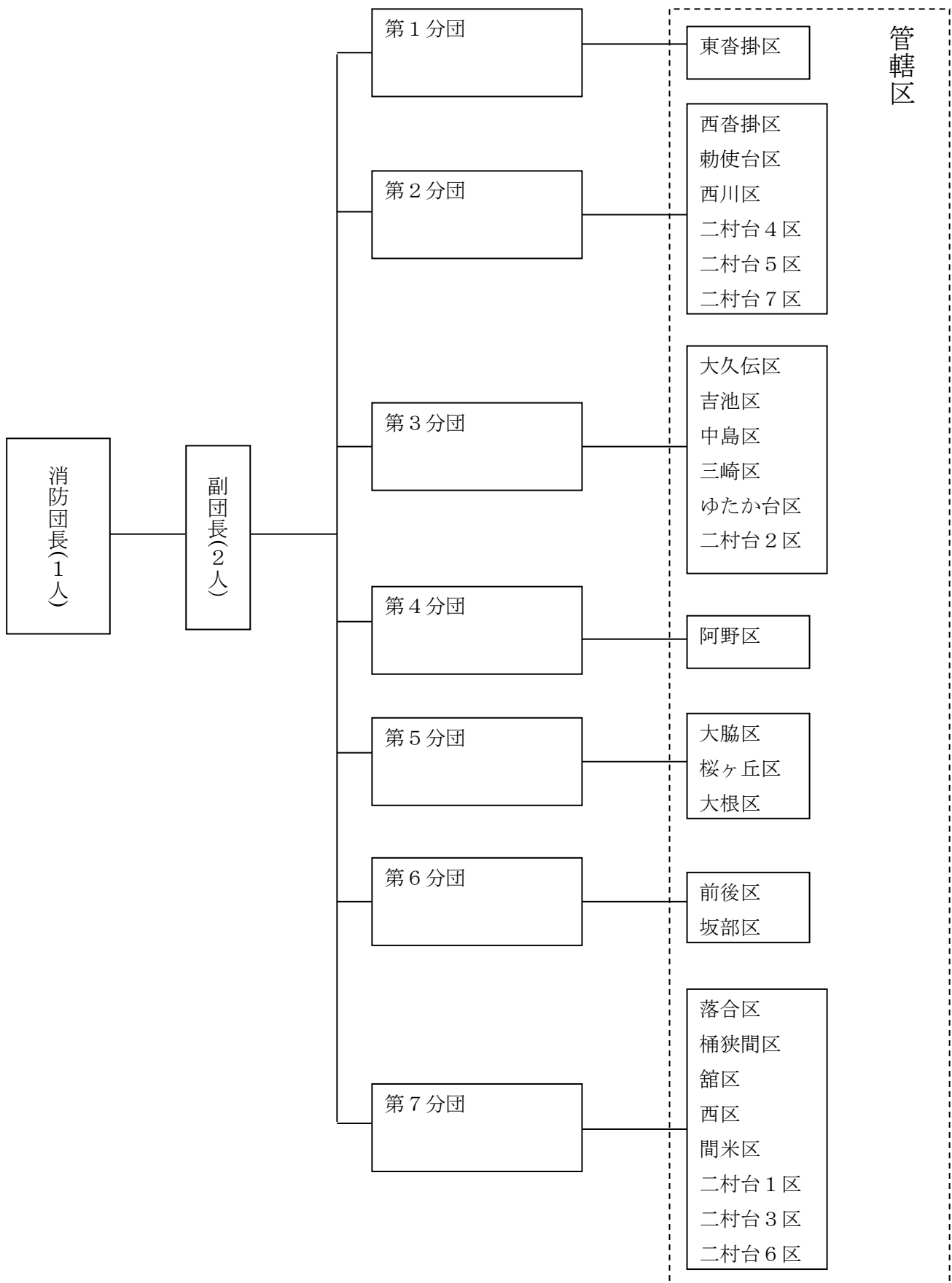
- ① 観測（水位、雨量、風速）
- ② 通報（電話、ファックス、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）
- ③ 動員（消防団、関係団体、居住者、ボランティア）
- ④ 輸送（資器材、人員）
- ⑤ 工法（水防工法）
- ⑥ 避難（避難情報の放送・伝達、居住者の避難）
- ⑦ その他水防に関する事項

第2節 水防訓練実施時期

水防訓練は、4月から8月までの間（出水期前が望ましい）に必ず1回以上実施する。

資料編

【資料 1】 消防団の構成及び管轄区域



【資料2】市災害対策本部組織表

本部長	市長	
副本部長	副市長、市民生活部長	
本部員	教育長、各部長、議会事務局長	
本部員会議庶務担当	防災防犯対策課、秘書広報課、総務課	
【警戒配備態勢における部】		
部及部長等	部員（所属課）	
警戒本部事務局 ◎市民生活部長 ○行政経営部長 ○議会事務局長	指令担当	防災防犯対策課、総務課、共生社会課、税務課、債権管理課
	情報担当	秘書広報課、企画政策課、公共施設管理課、情報システム課、財政課、出納室、議事課、監査委員事務局
警戒避難部 ◎教育長 ○健康福祉部長 ○教育部長	市民課、地域福祉課、長寿課、健康推進課、こども保育課、保険医療課、子育て支援課、学校教育課、学校給食センター、学校支援室、生涯学習課、図書館	
警戒経済建設部 ◎経済建設部長	産業支援課、農業政策課、土木課、都市計画課、下水道課、環境課	
警戒消防部	消防団	
【非常配備態勢における部及び班】		
部及び部長等	班	班員（所属課）
災対行政経営部 ◎行政経営部長 ○会計管理者	情報班	秘書広報課、企画政策課、公共施設管理課、情報システム課
	会計班	財政課、出納室
災対市民生活部 ◎市民生活部長 ○議会事務局長	本部班	防災防犯対策課、総務課、共生社会課
	調査班	税務課、債権管理課
	市民班	市民課
	特命班	議事課、監査委員事務局
災対健康福祉部 ◎健康福祉部長 ○保険医療課長	高齢者班	長寿課
	福祉班	地域福祉課
	児童班	こども保育課、子育て支援課
	医療防疫班	保険医療課、健康推進課
災対経済建設部 ◎経済建設部長 ○下水道課長	物流班	産業支援課、農業政策課
	土木班	土木課
	下水道・住宅班	都市計画課、下水道課
	環境班	環境課
災対教育部 ◎教育長 ○教育部長	教育1班	学校教育課、学校給食センター、学校支援室
	教育2班	生涯学習課、図書館
災対消防部	消防団	消防団

(注1) ◎の付く者を部長、○の付く者を副部長とする。

(注2) 部員又は班員の欄において最も左側に記載のある課を主管課（室）とし、主管課（室）の課（室）長を班長とする。

(注3) 各部において最上段に記載のある班を部の主管班とする。

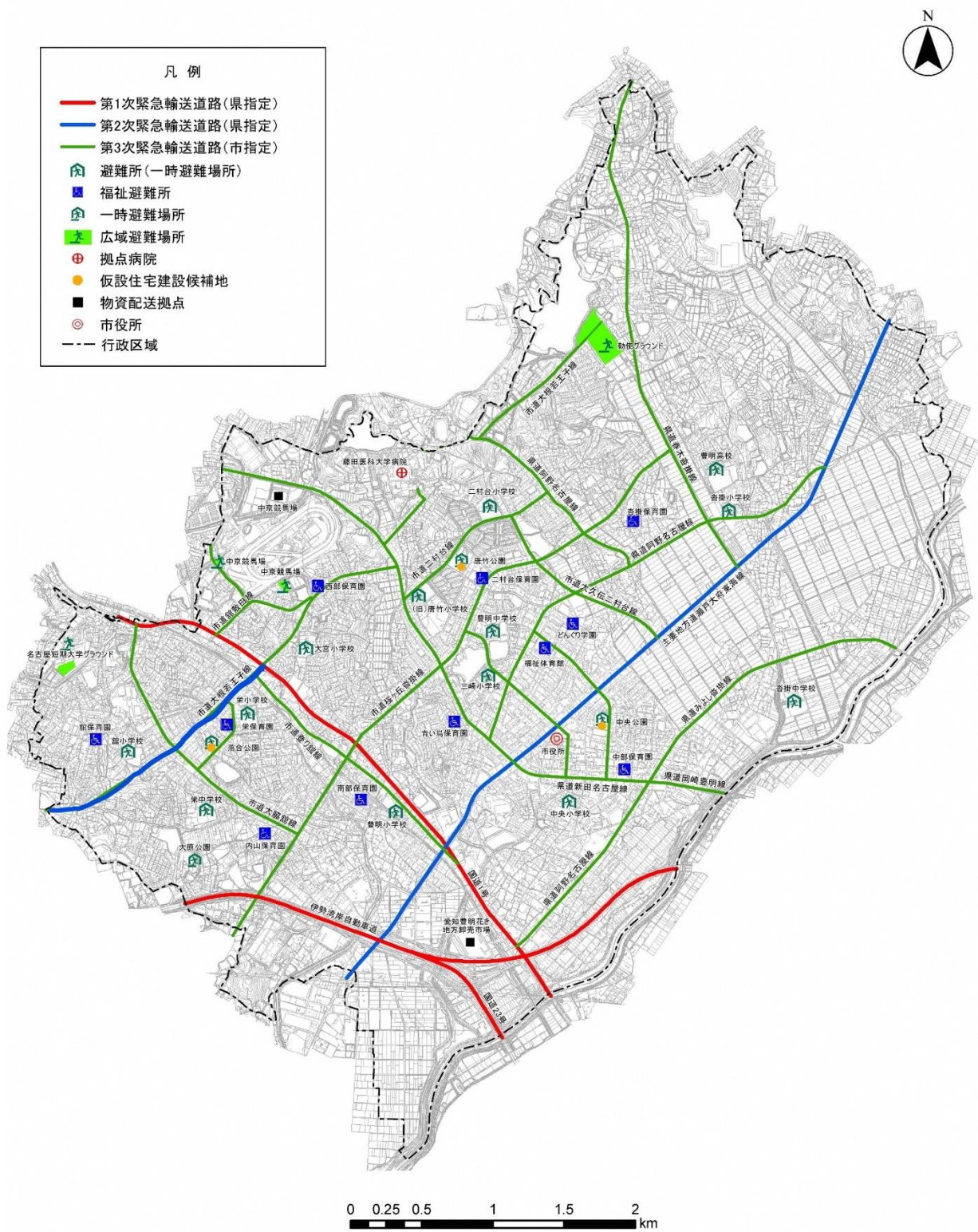
【資料3】市災害対策本部業務分担表

班名	事務分掌	
警戒本部事務局	指令担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震情報、気象警報等の収集及び伝達に関する事。 2 本部室の設営及び本部員会議の庶務に関する事。 3 国及び県への報告及び要請、他自治体との相互応援、協力団体等への協力要請並びに防災関係機関及び尾三消防組合との調整に関する事。 4 災害対策の総合調整に関する事。(職員の配置、緊急輸送ネットワーク、臨時ヘリポートの配置、空地の応急利用等を含む。) 5 各地区の被災状況の調査に関する事。 6 消防団に関する事。
	情報担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信機器、ネットワーク及び情報システムに関する事。 2 本部室の設営及び本部員会議の庶務に関する事。 3 災害広報及び報道対応に関する事。(災害時プレスセンターの設置を含む。) 4 各部及び関係機関からの情報の取りまとめ(災害救助法の各種帳簿及び被災者台帳の取りまとめを含む。)並びに被害状況等の記録に関する事。
警戒避難部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民等の安否情報(避難所収容者名簿、要搜索者名簿等の取りまとめを含む。)に関する事。 2 高齢者の救援に関する事。(要配慮者専用(優先)避難所の開設及び運営を含む。) 3 障がい者の救援に関する事。(要配慮者専用(優先)避難所の開設及び運営を含む。) 4 避難所の開設及び運営並びにそれらの取りまとめに関する事。 	
警戒経済建設部	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防活動に関する事。 2 道路、河川管理施設、橋りょう、水路、溜め池等の点検、調査、応急対策及び復旧に関する事。(緊急輸送道路の確保を含む。) 3 下水道施設の点検、調査、応急措置及び復旧に関する事。 	
警戒消防部	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動に関する事。 2 避難・誘導に関する事。 	
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信機器、ネットワーク及び情報システムに関する事。 2 災害広報及び報道対応に関する事。(災害時プレスセンターの設置を含む。) 3 各部及び関係機関からの情報の取りまとめ(災害救助法の各種帳簿及び被災者台帳の取りまとめを含む。)及び被害状況等の記録に関する事。 4 市職員の動員及びサービスに関する事。 5 災害対策従事職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他関係業務に関する事。 6 復興本部及び復興計画に関する事。 	
会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に係る資金繰り及び経理に関する事。(災害救助法事務費の取りまとめ、精算等を含む。) 2 被災者総合支援センターの開設及び運営に関する事。 3 義援金の募集、受領及び保管に関する事。 	
本部班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震情報、気象警報等の収集及び伝達に関する事。 2 本部室の設営及び本部員会議の庶務に関する事。 3 避難情報に関する事。 4 輸送手段、燃料等の確保、配車及び緊急通行車両の届出に関する事。 5 国、県への報告及び要請並びに他自治体との相互応援、協定団体等への協力要請、防災関係機関及び尾三消防組合との調整に関する事。 	

班名	事務分掌
	6 災害対策の総合調整に関する事。 (職員の配置、緊急輸送ネットワーク、臨時ヘリポートの配置、空地の応急利用等を含む。) 7 外国人の支援に関する事。 8 消防団に関する事。 9 災害派遣職員等の応援要請及び受入れに関する事。 10 支援物資の調達及び供給に関する事。
調査班	1 各地区の被災状況の調査に関する事。 2 家屋被害認定調査及び罹災証明に関する事。 3 市税等 (国民健康保険税を除く) の減免措置に関する事。
市民班	1 市民等の安否情報 (避難所収容者名簿、要搜索者名簿等の取りまとめを含む) に関する事。 2 遺体の収容に関する事。 3 埋火葬に関する事。
特命班	1 本部長の特命事項の遂行に関する事。 2 議会との連絡及び調整に関する事。
高齢者班	1 高齢者の救援に関する事。 2 要配慮者専用 (優先) 避難所の開設及び運営に関する事。
福祉班	1 障がい者の救援に関する事。 2 要配慮者専用 (優先) 避難所の開設及び運営に関する事。 3 災害ボランティアセンターとの連絡及び調整に関する事。 4 義援金の配分及び支給に関する事。 5 災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給及び災害援護資金等の貸付に関する事。
児童班	1 在園児の救援に関する事。 2 要配慮者優先避難所の開設及び運営に関する事。 3 応急保育に関する事。
医療防疫班	1 医療、助産及び救護に関する事。 2 被災者の健康管理及び相談に関する事。 3 防疫活動に関する事。 4 国民健康保険及び国民年金の減免措置に関する事。
物流班	1 応急給水及び水道施設に関する事。 2 物資集積拠点の運営に関する事。 3 農林業及び商工業の被害調査、応急対策並びに復興に関する事。 4 被災者の雇用に関する事。
土木班	1 水防活動に関する事。 2 道路、河川管理施設、橋りょう、水路、溜め池等の点検、調査、応急対策及び復旧に関する事。 (緊急輸送道路の確保を含む。) 3 倒壊建物等の生き埋め被災者の救出等の協力に関する事。 4 排水機場の管理に関する事。
下水道・住宅班	1 下水道施設の点検、調査、応急措置及び復旧に関する事。 2 被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関する事。 3 造成宅地等の災害調査及び復旧指導に関する事。 4 被災者に対する応急住宅等の供給に関する事。 5 被災住宅の応急修理及び住居障害物の除去に関する事。 6 災害復興に係る都市計画に関する事。
環境班	1 し尿の収集及び処理に関する事。 2 仮設トイレの調達及び配置計画に関する事。

班名	事務分掌
	3 ごみ及びびがれきの収集及び処理に関すること。 4 災害時の環境保全（避難所等の消毒含む。）に関すること。
教育1班	1 災害時の環境保全（避難所等の消毒含む。）に関すること。 2 児童及び生徒の保護に関すること。 3 応急教育に関すること。 4 被災児童及び生徒の学用品の支給に関すること。 5 学校施設等の点検、調査、応急対策及び復旧に関すること。
教育2班	1 避難所の開設及び運営に関すること。 2 臨時ヘリポートの開設に関すること。 3 文化財等の被害調査及び復旧に関すること。
消防団	1 消防活動に関すること。 2 避難・誘導に関すること。
各部主管班共通 (本部連絡員)	1 部内の情報収集及び集約並びに本部事務局への報告に関すること。 2 部内への指令等の伝達に関すること。 3 部内の所掌事務の進捗管理に関すること。 4 部内の体制等の調整及び本部事務局との調整に関すること。
各班共通	1 管理施設の保全及び利用者の安全確保に関すること。 2 管理施設の点検、調査、応急対策及び復旧に関すること。 3 管理施設に災害対策拠点（避難所、救護所、物資集配拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置及び運営の協力に関すること。 4 所掌事務に必要な情報の収集、伝達及び記録に関すること。 5 所掌事務に必要な資器材の調達に関すること。 6 所掌事務に関係する機関及び団体との連絡及び調整に関すること。 7 所掌事務に関する問合せ、相談等への対応に関すること。 8 所掌事務に関係する専門ボランティアとの連絡調整に関すること。 9 遺体が多数に上る場合の遺体安置所の運営協力及び避難が長期化した場合の避難所運営の協力(派遣職員的全庁的ローテーション等)に関すること。
避難所開設職員	1 災害初期における担当避難所の開設及び運営に関すること。
避難所運営職員	1 避難が長期化した場合の担当避難所の運営に関すること。

【資料4】市域における緊急輸送道路



【資料5】重要水防箇所

(1) 河川（県管理区間）

水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	種別	重要度	選定理由	摘要(水防工法)
境川	皆瀬川	4.5k+50m~4.7k+50m	左	豊明市前後町五軒屋 (名鉄本線より上流)	200	堤防高	A	堤防高不足	積土のう工

(2) 河川（市管理区間）

水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要(水防工法)
境川	準用河川 天王川		右	豊明市新田町郷下 (県道岡崎豊明線下流150m)	150	A	堤防高不足	積土のう工

(3) ため池

ため池名	地名	延長(m)	重要度	理由	管理者	摘要(水防工法)
若王子池	豊明市沓掛町若王子	358	B	堤体土質軟弱・ 洪水吐能力不足	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工、洪水吐改修(積土のう工)
荒巻上池	豊明市二村台7丁目46	140	B	堤体土質軟弱・ 洪水吐能力不足	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工、洪水吐改修(積土のう工)
荒巻下池	豊明市西川町荒巻102-1	169	B	工作物老朽	豊明市	洪水吐改修(積土のう工)
皿池	豊明市沓掛町恵畑1	140	B	堤体土質軟弱・ 洪水吐能力不足	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工、洪水吐改修(積土のう工)
長間地池	豊明市沓掛町長間地44	84	B	新堤体	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工(積土のう工)
道池	豊明市沓掛町荒神ケ根1	110	B	新堤体	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工(積土のう工)
洞洼洞池	豊明市沓掛町天白17	70	B	堤体土質軟弱・ 洪水吐能力不足	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工、洪水吐改修(積土のう工)
金山池	豊明市沓掛町金山45	80	B	洪水吐能力不足	豊明市	洪水吐改修(積土のう工)
三ツ池	豊明市栄町三ツ池下69	170	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工(積土のう工)
天白池	豊明市沓掛町天白24-1	25	B	堤体土質軟弱・ 洪水吐能力不足	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工、洪水吐改修(積土のう工)
濁池	豊明市間米町峠下12-1	251	B	堤体土質軟弱・ 洪水吐能力不足	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工、洪水吐改修(積土のう工)
大原池	豊明市栄町大原18-7	167	B	洪水吐能力不足	豊明市	余水吐改修(積土のう工)
大蔵池	豊明市新栄町三丁目460外	195	B	洪水吐能力不足	豊明市	余水吐改修(積土のう工)
住吉池	豊明市沓掛町住吉4-1	79	B	洪水吐能力不足	豊明市	余水吐改修(積土のう工)

注) 表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間(箇所)を、「B」は次に重要な区間(箇所)を表す。

位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば4.5k+50mは4,550mのことである。

【資料6】重要工作物

農業用排水機場

番号	排水機場名	位置	流域 ha	排水機				操作担当課	管理担当課
				馬力 Ps/kw	口径 mm	種類 E・M	排水量 m ³ /S		
1	大久伝	大久伝町中	651	270kw 280kw	1,350 1,350	モーター エンジン	4.2 4.2	土木課	土木課
2	阿野	阿野町正戸	237	90kw 90 11	900 900 200	モーター モーター モーター	1.6 1.6 0.1	土木課	土木課
3	大脇	栄町舟田	156	200kw 15	1,200 300	モーター モーター	3.0 0.15	土木課	土木課

【資料 8】河川水防警報知事発表様式（境川）

川	準備・出動・情報・解除	水防警報 第 号
		愛知県 建設事務所 発表 令和 年 月 日 時 分

(現況)	1-1	時 分現在	水位観測所では	mで、	水位、	上昇している。		
	1-2	水位観測所では最高水位に達したと思われる。						
	1-3	水位観測所の水位は、		時 分の	mを最高とし、	下降している。		
	1-4	時 分現在	水位観測所の水位は、		水位を下回り、		下降している。	
	2	上流の	ダムの放流量は	時 分現在	m ³ /sである。			
	3	流域の雨量は、		時現在	観測所で	mmに達している。		
(予想)	4	地方气象台	時 分の発表によれば、	日 時から	日 時までの降水量は多い所で		mm(24時間)の見込みである。	
	5	時 分発表の	洪水予報	号によれば、	水位観測所		の水位は	時に
(被害)	6	地先では浸水が発生しているとの情報がある。						
	7							
(指示)	8	本地区の水防団は		されたい。				
	9	本地区の水防警報を解除する。						
(補足)	10							

水防警報・洪水予報の発表状況			月 日 時 分時点の水位(量水標の読み m)						
			観測所	現在水位	水防団 待機 (通報) 水位	氾 濫 注意 (警戒) 水位	出動 水位	避難判断 (特別警 戒)水位	氾 濫 危険 (危険) 水位
洪水 予報	川								
水防 警報									

(注意事項)
 ・水位の情報は最新のものを確認すること
 インターネット <http://www.river.go.jp/>
<http://www.kasen-owari.jp/>
 ・河川施設に異常を発見したら、問い合わせ先に連絡すること

問合せ先
 愛知県 ○○建設事務所
 ○○課 OXXX-XX-XXXX

【資料9】 水防報告書（様式1）

第1号様式

水防報告書（水防管理団体）

報告者 _____ 番号 _____ 内線 _____

水防管理団体名		令和 年 月 日報告				
増水（出水）の概要		級 川水系		川始め 河川		
		最高時間雨量	mm	月 日 時	地内	
		総雨量	mm	月 日 時	月 日 時	
水防活動	実施日時	月 日 時頃 ~ 月 日 時頃				
	実施箇所	No.	河川名	左右岸	位置	人員
		1			m	名
		2				
	3					
延出動人員	水防団 名		自衛隊 名		居住者 名	
	消防団 名（ ）		名		計 名	
水防作業の概要及び水防工法						
水防の結果	種別	人	家屋	田畑	堤防	その他
	水防の効果	名	棟	ha	m	
	被害					
使用資器材	種類	数量	単価	金額（円）		
特記事項						

備考

「増水（出水）の概要」「実施箇所」…複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」…①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②決壊（破堤）又は水があふれた（越水）箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

令和〇〇年台風第〇号における水防活動
 （愛知県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日）

○概要

〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、述べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への積み土のうや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸（〇〇地先）
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害



豊明市水防計画

平成21年 3月10日 作成
平成23年 2月16日 一部変更
平成28年 2月18日 一部変更
平成28年11月28日 一部変更
令和 2年 2月 7日 一部変更
令和 3年 3月11日 一部変更
令和 4年 3月14日 一部変更
令和 5年 3月15日 一部変更
令和 6年 3月22日 一部変更
令和 7年 1月28日 一部変更
令和 8年 3月23日 一部変更

編集発行 豊明市市民生活部防災防犯対策課

〒 470-1195

豊明市新田町子持松1-1

電話 (0562) 92-8305